

## 第28回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第28回安曇野市景観審議会
- 2 日 時 令和4年11月17日(木) 午後2時から午後3時まで
- 3 会 場 安曇野市役所 本庁舎3階 共用会議室305
- 4 出席者 上原会長(オンライン出席)、場々会長代理、益山委員、栗原委員、川井委員、斎藤委員、中村委員
- 5 市側出席者 今吉都市建設部長、高木建築住宅課長、小松建築景観係長、兼井主査
- 6 公開・非公開の別 一部非公開(会議事項(3))  
一部非公開の理由 該当部分は安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報であって公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあり、安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第1項第2号に該当するため。
- 7 傍聴人 なし
- 8 会議概要作成年月日 令和4年12月9日

### 協 議 事 項 等

#### I 会議概要

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 会議事項
  - (1) 安曇野市屋外広告物条例及び施行規則の一部改正について 資料1-1、1-2、1-3
  - (2) 安曇野市景観条例及び施行規則の一部改正について 資料2-1、2-2、2-3
  - (3) 景観計画に定める基準を超過した計画への対応結果について(非公開) 資料3
  - (4) 安曇野市における景観づくりについて(意見交換) 資料4・資料5
- 4 その他
- 5 閉会

#### II 会議事項要旨

- 1 安曇野市屋外広告物条例及び施行規則の一部改正について
  - (1) 建築住宅課から資料1-1、1-2、1-3により説明
  - (2) 質疑・意見等  
委 員：今回の改正は、国や県における法令等の改正によるものなのでしょうか。  
担当課：安全点検の義務化については、国の指針改正に基づくものですが、許可証を書面形式に変更する点については、市独自の改正です。
- 2 安曇野市景観条例及び施行規則の一部改正について
  - (1) 建築住宅課から資料2-1、2-2、2-3により説明
  - (2) 質疑・意見等  
委 員：景観条例の標識の様式について、改正後に大きさの記載がなくなっていますが、どのようなサイズでも良いということですか。  
担当課：大きさについては、これまで同様にA3サイズ以上としたいので、該当部分については修正するようにします。  
  
委 員：景観づくり推進地区の記載が、景観条例施行規則にありませんが、別途改正するということでしょうか。  
担当課：推進地区に関しては、景観条例第8条第2項で定めている制度です。施行規則に記載がない点については、問題ないかどうかを再度確認します。
- 3 景観計画に定める基準を超過した計画への対応結果について(非公開)

#### 4 安曇野市における景観づくりについて（意見交換）

(1) 意見交換の前に、建築住宅課から資料4により前回の審議会における質問事項への回答を、また資料5により県で実施している眺望カードの取り組みを説明した。

#### (2) 意見等

会長代理：10月22日に「信州歴史的まちなみフォーラム2022 in 安曇野」を開催しました。事務局は、長野県都市・まちづくり課で、今回は第3回目にあたります。当日は、午前屋敷林が残る豊科・飯田地区でまち歩きをして、午後フォーラムを開催しました。約100人に参加いただき、盛大に開催できたかなと思っております。

委員：県景観条例では、大規模な建築物や太陽光発電施設の建築については、眺望点の管理者の意見聴取も求める制度があります。安曇野市で眺望点を登録いただければ、池田町や松川村で該当する行為がある場合に、管理者が意見を伝えられますので、守っていききたい景観があれば、眺望点としての登録も検討してもらえればと思います。

会長：信州歴史的まちなみフォーラムについては、子供を含めて様々な方が参加することで、活動が波及していくと良いかと思いました。また、眺望点については、広域的な景観を自治体の枠を超えて調整する制度ですので、安曇野市でも近隣の指定状況をふまえて、検討してもらえればと思います。また、その場所に子供たちがどのくらい行くことがあるのかといったことも考えると面白い取り組みになると思います。

(以上)